

日本国憲法の改正手続に関する法律 抄
(平成十九年五月十八日法律第五十一号)

最終改正：平成二六年六月二〇日法律第七五号

[第一章 総則\(第一条\)](#)

[第二章 国民投票の実施](#)

[第一節 総則\(第二条—第十条\)](#)

[第二節 国民投票広報協議会及び国民投票に関する周知\(第十一条—第十九条\)](#)

[第三節 投票人名簿\(第二十条—第三十二条\)](#)

[第四節 在外投票人名簿\(第三十三条—第四十六条\)](#)

[第五節 投票及び開票\(第四十七条—第八十八条\)](#)

[第六節 国民投票分会及び国民投票会\(第八十九条—第九十九条\)](#)

[第七節 国民投票運動\(第一百条—第一百八条\)](#)

[第八節 罰則\(第一百九条—第一百二十五条\)](#)

[第三章 国民投票の効果\(第二百二十六条\)](#)

[第四章 国民投票無効の訴訟等](#)

[第一節 国民投票無効の訴訟\(第二百二十七条—第一百三十四条\)](#)

[第二節 再投票及び更正決定\(第一百三十五条\)](#)

[第五章 補則\(第一百三十六条—第一百五十条\)](#)

[第六章 憲法改正の発議のための国会法の一部改正\(第一百五十一条\)](#)

[附則](#)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、[日本国憲法第九十六条](#) に定める[日本国憲法](#) の改正(以下「憲法改正」という。)について、国民の承認に係る投票(以下「国民投票」という。)に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行うものとする。

第二章 国民投票の実施

第一節 総則

(国民投票の期日)

第二条 国民投票は、国会が憲法改正を発議した日([国会法](#) (昭和二十二年法律第七十九号)[第六十八条の五第一項](#)の規定により国会が[日本国憲法第九十六条第一項](#)に定める[日本国憲法](#)の改正の発議をし、国民に提案したものとされる日をいう。第百条の二において同じ。)から起算して六十日以後百八十日以内において、国会の議決した期日に行う。

2 内閣は、[国会法第六十五条第一項](#)の規定により国民投票の期日に係る議案の送付を受けたときは、速やかに、総務大臣を経由して、当該国民投票の期日を中央選挙管理会に通知しなければならない。

3 中央選挙管理会は、前項の通知があったときは、速やかに、国民投票の期日を官報で告示しなければならない。

(投票権)

第三条 日本国民で年齢満十八年以上の者は、国民投票の投票権を有する。

第四条 削除

第五条 削除

(国民投票を行う区域)

第六条 国民投票は、全都道府県の区域を通じて行う。

(投票区及び開票区)

第七条 [公職選挙法](#) (昭和二十五年法律第百号)[第十七条](#) 及び[第十八条](#)の規定は、国民投票の投票区及び開票区について準用する。

(国民投票の執行に関する事務の管理)

第八条 国民投票の執行に関する事務は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、中央選挙管理会が管理する。

2 [公職選挙法第五条の三](#) から[第五条の五](#) までの規定は、国民投票の執行に関する事務について準用する。

(国民投票取締りの公正確保)

第九条 [公職選挙法第七条](#)の規定は、国民投票の取締りに関する規定の執行について準用する。

(特定地域に関する特例)

第十条 交通至難の島その他の地において、この法律の規定を適用し難い事項については、政令で特別の規定を設けることができる。

第二節 国民投票広報協議会及び国民投票に関する周知

(協議会)

第十一条 国民投票広報協議会(以下この節において「協議会」という。)については、[国会法](#)に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(協議会の組織)

第十二条 協議会の委員(以下この節において「委員」という。)は、協議会が存続する間、その任にあるものとする。

2 委員の員数は、憲法改正の発議がされた際衆議院議員であった者及び当該発議がされた際参議院議員であった者各十人とし、その予備員の員数は、当該発議がされた際衆議院議員であった者及び当該発議がされた際参議院議員であった者各十人とする。

3 委員は、各議院における各会派の所属議員数の比率により、各会派に割り当て選任する。ただし、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て選任した場合には憲法改正の発議に係る議決において反対の表決を行った議員の所属する会派から委員が選任されないこととなるときは、各議院において、当該会派にも委員を割り当て選任することができる限り配慮するものとする。

4 前項の規定は、予備員の選任について準用する。

5 委員に事故のある場合又は委員が欠けた場合は、憲法改正の発議がされた際にその者の属していた議院の議員であった予備員のうちから協議会の会長が指名する者が、その委員の職務を行う。

(会長の権限)

第十三条 協議会の会長は、協議会の議事を整理し、秩序を保持し、協議会を代表する。

(協議会の事務)

第十四条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 国会の発議に係る[日本国憲法](#)の改正案(以下「憲法改正案」という。)及びその要旨並びに憲法改正案に係る新旧対照表その他参考となるべき事項に関する分かりやすい説明並びに憲法改正案を発議するに当たって出された賛成意見及び反対意見を掲載した国民投票公報の原稿の作成
 - 二 第六十五条の憲法改正案の要旨の作成
 - 三 第百六条及び第百七条の規定によりその権限に属する事務
 - 四 前三号に掲げるもののほか憲法改正案の広報に関する事務
- 2 協議会が、前項第一号、第二号及び第四号の事務を行うに当たっては、憲法改正案及びその要旨並びに憲法改正案に係る新旧対照表その他参考となるべき事項に関する分かりやすい説明に関する記載等については客観的かつ中立的に行うとともに、憲法改正案に対する賛成意見及び反対意見の記載等については公正かつ平等に扱うものとする。

(協議会の議事)

第十五条 協議会は、憲法改正の発議がされた際衆議院議員であった委員及び当該発議がされた際参議院議員であった委員がそれぞれ七人以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決する。

(協議会事務局)

第十六条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に参事その他の職員を置き、参事のうち一人を事務局長とする。
- 3 事務局長は、協議会の会長の監督を受けて、庶務を掌理し、他の職員を指揮監督する。
- 4 事務局長以外の職員は、上司の命を受けて、庶務に従事する。
- 5 事務局長その他の職員は、協議会の会長が両議院の議長の同意及び両議院の議院運営委員会の承認を得て、任免する。
- 6 前各項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

(両院議長協議決定への委任)

第十七条 この節に定めるもののほか、協議会に関する事項は、両議院の議長が協議して定める。

(国民投票公報の印刷及び配布)

第十八条 協議会は、第十四条第一項第一号の国民投票公報の原稿を作成したときは、これを国民投票の期日前三十日までに中央選挙管理会に送付しなければならない。

2 中央選挙管理会は、前項の国民投票公報の原稿の送付があったときは、速やかに、その写しを都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

3 都道府県の選挙管理委員会は、前項の国民投票公報の原稿の写しの送付があったときは、速やかに、国民投票公報を印刷しなければならない。この場合においては、当該写しを原文のまま印刷しなければならない。

4 [公職選挙法第七十条第一項](#) 本文及び[第二項](#)の規定は、国民投票公報の配布について準用する。この場合において、[同条第一項](#)中「当該選挙に用うべき選挙人名簿」とあるのは「投票人名簿」と、「選挙の期日前二日」とあるのは「国民投票の期日前十日」と、[同条第二項](#)中「選挙人」とあるのは「投票人」と読み替えるものとする。

(国民投票の方法等に関する周知等)

第十九条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手續に関し必要と認める事項を投票人に周知させなければならない。

2 中央選挙管理会は、国民投票の結果を国民に対して速やかに知らせるように努めなければならない。

3 投票人に対しては、特別の事情がない限り、国民投票の当日、その投票権を行使するために必要な時間を与えるよう措置されなければならない。

第三節 投票人名簿

(投票人名簿)

第二十条 市町村の選挙管理委員会は、国民投票が行われる場合においては、投票人名簿を調製しなければならない。

- 2 投票人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製することができる。
- 3 国民投票を行う場合において必要があるときは、投票人名簿の抄本(前項の規定により磁気ディスクをもって投票人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあっては、当該投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第三十二条において同じ。)を用いることができる。
- 4 投票人名簿の調製については、[行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律](#) (平成十四年法律第百五十一号) [第六条](#) の規定は、適用しない。
- 5 第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該国民投票に限り、その効力を有する。

(投票人名簿の記載事項等)

第二十一条 投票人名簿には、投票人の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する投票人名簿にあっては、記録)をしなければならない。

- 2 投票人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編製しなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、投票人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

(被登録資格等)

第二十二条 投票人名簿の登録は、国民投票の期日現在で年齢満十八年以上の日本国民で、次のいずれかに該当するものについて行う。

- 一 国民投票の期日前五十日に当たる日(以下「登録基準日」という。)において、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者
- 二 登録基準日の翌日から十四日以内に当該市町村の住民基本台帳に記録された者であって、登録基準日においていずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないもの(登録基準日後当該住民基本台帳に記録された日までの間に他の市町村の住民基本台帳に記録されたことがある者及び当該住民基本台帳に記録された日においていずれかの市町村の在外投票人名簿に登録されている者を除く。)

2 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、当該市町村の投票人名簿に登録される資格を有する者を調査し、その者を投票人名簿に登録するための整理をしておかなければならない。

(登録)

第二十三条 市町村の選挙管理委員会は、中央選挙管理会が定めるところにより、当該市町村の投票人名簿に登録される資格を有する者を投票人名簿に登録しなければならない。

(縦覧)

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票人名簿を調製したときは、中央選挙管理会が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条の規定により投票人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

(異議の申出)

第二十五条 [公職選挙法第二十四条第一項](#) 及び [第二項](#) の規定は、投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。

2 [行政不服審査法](#) (平成二十六年法律第六十八号) [第九条第四項](#)、第十九条第二項(第三号及び第五号を除く。)、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十一条(第五項を除く。)、第三十二条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、第四十四条並びに第五十三条の規定は、前項において準用する[公職選挙法第二十四条第一項](#)の異議の申出について準用する。この場合において、これらの規定([行政不服審査法第四十四条](#)の規定を除く。)中「審理員」とあるのは「審査庁」と、[行政不服審査法第九条第四項](#)中「審査庁」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律第二十五条第一項において準用する[公職選挙法第二十四条第一項](#)の異議の申出を受けた選挙管理委員会(以下「審査庁」という。)」と、[同法第二十四条第一項](#)中「[第四十五条第一項](#)又は[第四十九条第一項](#)の規定に基づき、裁決で」とあるのは「決定で」と、[同法第三十一条第二項](#)中「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、[同法第四十四条](#)中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第一項の規定に

よる諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。)にあつては
審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同
項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)」とあるのは「審理手続を終結したとき」
と読み替えるものとする。

- 3 [公職選挙法第二百十四条](#)の規定は、第一項において準用する[同法第二十四条第一
項](#)の異議の申出について準用する。

(訴訟)

第二十六条 [公職選挙法第二十五条第一項](#)から[第三項](#)までの規定は、投票人名簿の
登録に関する訴訟について準用する。この場合において、[同条第一項](#)中「前条第二項」
とあるのは、「日本国憲法の改正手続に関する法律第二十五条第一項において準用す
る前条第二項」と読み替えるものとする。

- 2 [公職選挙法第二百十三条](#)、第二百十四条及び第二百十九条第一項の規定は、前項
において準用する[同法第二十五条第一項](#)及び[第三項](#)の訴訟について準用する。この
場合において、[同法第二百十九条第一項](#)中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二
百七条若しくは第二百八条の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請
求、第二百十条第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個
の請求、第二百十一条の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは
立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の
効力に関し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求と」とあるのは、
「一の縦覧に係る投票人名簿への登録又は投票人名簿からの抹消に関し争う数個の請
求」と読み替えるものとする。

(補正登録)

第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、第二十三条の規定により投票人名簿の登録
をした日後国民投票の期日までの間、当該登録の際に投票人名簿に登録される資格を
有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票人名簿に登録されていないことを知っ
た場合には、その者を直ちに投票人名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

(訂正等)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、投票人名簿に登録されている者の記載内容
(第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する投票人名簿にあつては、

記録内容)に変更があったこと又は誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載(同項の規定により磁気ディスクをもって調製する投票人名簿にあっては、記録)の修正又は訂正をしなければならない。

(登録の抹消)

第二十九条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の投票人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに投票人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(通報及び調査の請求)

第三十条 [公職選挙法第二十九条](#)の規定は、投票人名簿に登録される資格の確認に関する通報及び投票人名簿の修正に関する調査の請求について準用する。

(投票人名簿の再調製)

第三十一条 [公職選挙法第三十条](#)の規定は、投票人名簿の再調製について準用する。

(投票人名簿の保存)

第三十二条 投票人名簿及びその抄本は、第二百二十七条の規定による訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいずれか遅い日まで、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならない。

第四節 在外投票人名簿

(在外投票人名簿)

第三十三条 市町村の選挙管理委員会は、国民投票が行われる場合においては、投票人名簿のほか、在外投票人名簿を調製しなければならない。

- 2 在外投票人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスクをもって調製することができる。
- 3 国民投票を行う場合において必要があるときは、在外投票人名簿の抄本(前項の規定により磁気ディスクをもって在外投票人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会に

あつては、当該在外投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第四十五条において同じ。)を用いることができる。

4 在外投票人名簿の調製については、[行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第六条](#)の規定は、適用しない。

5 第一項の規定により調製された在外投票人名簿は、当該国民投票に限り、その効力を有する。

(在外投票人名簿の記載事項等)

第三十四条 在外投票人名簿には、投票人の氏名、最終住所(投票人が国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所をいう。以下同じ。)又は申請の時(第三十七条第一項第一号に掲げる者にあつては投票人が[公職選挙法第三十条の五第一項](#)の規定による申請書を[同条第二項](#)に規定する領事官又は[同項](#)に規定する総務省令・外務省令で定める者に提出した時をいい、第三十七条第一項第二号に掲げる者にあつては投票人が第三十六条第一項の規定による申請書を同条第二項に規定する領事官又は同項に規定する総務省令・外務省令で定める者に提出した時をいう。同条第一項及び第三項において同じ。)における本籍、性別及び生年月日等の記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する在外投票人名簿にあつては、記録)をしなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより、在外投票人名簿を編製する投票区(以下「指定在外投票区」という。)を指定しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、在外投票人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

(在外投票人名簿の被登録資格)

第三十五条 在外投票人名簿の登録は、国民投票の期日現在で年齢満十八年以上の日本国民で、次のいずれかに該当するものについて行う。

一 登録基準日において当該市町村の在外選挙人名簿([公職選挙法第四章の二](#)の在外選挙人名簿をいう。次条第一項及び第四項並びに第三十七条第一項第一号において同じ。)に登録されている者(登録基準日においていずれかの市町村の住民基本台帳に登録されている者を除く。)

二 次条第一項の規定により在外投票人名簿の登録の申請をした者(当該申請に基づき在外投票人名簿の登録を行おうとする日においていずれかの市町村の投票人名簿に登録されている者を除く。)

(在外投票人名簿の登録の申請)

第三十六条 国民投票の期日現在で年齢満十八年以上の日本国民で、国外に住所を有する者(在外選挙人名簿に登録されている者を除く。)は、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時にけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外投票人名簿の登録の申請をすることができる。

2 前項の規定による申請は、政令で定めるところにより、第二条第三項又は第一百三十五条第五項の規定により中央選挙管理会が国民投票の期日を告示した日から登録基準日(登録基準日前十日に当たる日から登録基準日までの間に国内の市町村から国外へ転出([住民基本台帳法](#)(昭和四十二年法律第八十一号)[第二十四条](#)に規定する転出をいう。))をした者にあつては、登録基準日後七日に当たる日)までの間に、前項の規定による申請書を、在外投票人名簿の登録の申請に関し当該申請をする者の住所を管轄する領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この節において同じ。)(当該領事官を経由して申請を行うことが著しく困難である地域として総務省令・外務省令で定める地域にあつては、総務省令・外務省令で定める者。以下この節において同じ。)に提出し、当該領事官を経由してしなければならない。

3 前項の場合において、領事官は、政令で定めるところにより、第一項の規定による申請書にその申請をした者の在外投票人名簿に登録される資格に関する意見を付して、直ちに、当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(当該申請をした者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時にけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に送付しなければならない。

4 登録基準日までの間に、[公職選挙法第三十条の五第一項](#)の規定による申請書を[同条第二項](#)に規定する領事官又は[同項](#)に規定する総務省令・外務省令で定める者に提

出した者(登録基準日において[同条第三項第二号](#)に規定する三箇月を経過していない者及び在外選挙人名簿に登録されている者を除く。)については、当該申請を第一項の規定による申請とみなす。

(在外投票人名簿の登録)

第三十七条 市町村の選挙管理委員会は、次の各号に掲げる者が当該市町村の在外投票人名簿に登録される資格を有する者である場合には、中央選挙管理会が定めるところにより、当該各号に掲げる者を在外投票人名簿に登録しなければならない。

一 登録基準日において当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者

二 前条第一項の規定による申請をした者

2 市町村の選挙管理委員会は、国民投票の期日前十五日に当たる日以後においては、前項の規定にかかわらず、登録を行わない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項第二号に掲げる者について同項の規定による登録をしたときは、前条第三項の規定により同条第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、同項の規定による申請をした者に、在外投票人名簿に登録されている者であることの証明書(以下「在外投票人証」という。)を交付しなければならない。ただし、同条第四項の規定により[公職選挙法第三十条の五第一項](#)の規定による申請を前条第一項の規定による申請とみなされた場合は、この限りでない。

4 前項本文の規定により交付された在外投票人証は、当該国民投票に限り、その効力を有する。

(在外投票人名簿に係る縦覧)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、在外投票人名簿を調製したときは、中央選挙管理会が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条第一項の規定により在外投票人名簿に登録した者の氏名、経由領事官(同項第一号に掲げる者にあつては[公職選挙法第三十条の七第一項](#)に規定する経由領事官をいい、前条第一項第二号に掲げる者にあつては当該在外投票人名簿に登録した者に係る第三十六条第一項の規定による申請書を同条第三項の規定により送付した領事官をいう。以下この項において同じ。)の名称、最終住所及び生年月日(当該在外投票人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことが

ない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

(在外投票人名簿の登録に関する異議の申出)

第三十九条 [公職選挙法第二十四条第一項](#) 及び [第二項](#) の規定は、在外投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。

- 2 [行政不服審査法第九条第四項](#)、第十九条第二項(第三号及び第五号を除く。)、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十一条(第五項を除く。)、第三十二条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、第四十四条並びに第五十三条の規定は、前項において準用する[公職選挙法第二十四条第一項](#)の異議の申出について準用する。この場合において、これらの規定([行政不服審査法第四十四条](#)の規定を除く。)中「審理員」とあるのは「審査庁」と、[行政不服審査法第九条第四項](#)中「審査庁」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律第三十九条第一項において準用する[公職選挙法第二十四条第一項](#)の異議の申出を受けた選挙管理委員会(以下「審査庁」という。)」と、[同法第二十四条第一項](#)中「[第四十五条第一項](#)又は[第四十九条第一項](#)の規定に基づき、裁決で」とあるのは「決定で」と、[同法第三十一条第二項](#)中「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、[同法第四十四条](#)中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「審理手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

- 3 [公職選挙法第二百十四条](#)の規定は、第一項において準用する[同法第二十四条第一項](#)の異議の申出について準用する。

(在外投票人名簿の登録に関する訴訟)

第四十条 [公職選挙法第二十五条第一項](#) から [第三項](#) までの規定は、在外投票人名簿の登録に関する訴訟について準用する。この場合において、[同条第一項](#) 中「前条第二項」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律第三十九条第一項において準用する前条第二項」と、「七日」とあるのは「七日(政令で定める場合には、郵便又は民間

事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便による送付に要した日数を除く。）と読み替えるものとする。

- 2 公職選挙法第二百十三條、第二百十四條及び第二百十九條第一項の規定は、前項において準用する同法第二十五條第一項及び第三項の訴訟について準用する。この場合において、同法第二百十九條第一項中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七條若しくは第二百八條の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十條第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一條の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に関し第二百七條若しくは第二百八條の規定によりこれを争う請求と」とあるのは、「一の縦覧に係る在外投票人名簿への登録又は在外投票人名簿からの抹消に関し争う数個の請求」と読み替えるものとする。

（在外投票人名簿の訂正等）

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、在外投票人名簿に登録されている者の記載内容（第三十三條第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する在外投票人名簿にあっては、記録内容）に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載（同項の規定により磁気ディスクをもって調製する在外投票人名簿にあっては、記録）の修正又は訂正をしなければならない。

（在外投票人名簿の登録の抹消）

第四十二条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外投票人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに在外投票人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号に掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
- 二 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

（在外投票人名簿の修正等に関する通知等）

第四十三条 市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村の在外投票人名簿に登録されているもの（以下この項において「他市町村在外投票人名簿登録者」という。）について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し若しくは職権で戸籍の記載をした場合又は戸籍の附票の記載、消除若しくは記載の修正をした場合において、当該他の市町村の選挙管理委員会において在外投票人名簿の修正若しくは訂正をすべきこと又は当該他市町村在外投票人名簿登録者を在外投票人名簿から抹消すべきことを知ったときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 [公職選挙法第二十九条](#)の規定は、在外投票人名簿に登録される資格の確認に関する通報及び在外投票人名簿の修正に関する調査の請求について準用する。

（在外投票人名簿の再調製）

第四十四条 [公職選挙法第三十条](#)の規定は、在外投票人名簿の再調製について準用する。

（在外投票人名簿の保存）

第四十五条 第三十二条の規定は、在外投票人名簿及びその抄本の保存について準用する。

（在外投票人名簿の登録に関する政令への委任）

第四十六条 第三十五条から前条までに規定するもののほか、在外投票人名簿の登録に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節 投票及び開票

（一人一票）

第四十七条 投票は、国民投票に係る憲法改正案ごとに、一人一票に限る。

（投票管理者）

第四十八条 国民投票ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、国民投票の投票権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

3 投票管理者は、投票に関する事務を担当する。

4 投票管理者は、国民投票の投票権を有しなくなったときは、その職を失う。

5 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより一以上の投票区を指定し、当該指定した投票区の投票管理者に、政令で定めるところにより、当該投票区以外の投票区に属する投票人がした第六十一条の規定による投票に関する事務のうち政令で定めるものを行わせることができる。
(投票立会人)

第四十九条 市町村の選挙管理委員会は、各投票区における投票人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、国民投票の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

2 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になっても二人に達しないとき又はその後二人に達しなくなったときは、投票管理者は、その投票区における投票人名簿に登録された者の中から二人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち合わせなければならない。

3 同一の政党その他の政治団体に属する者は、一の投票区において、二人以上を投票立会人に選任することができない。

4 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。
(投票所)

第五十条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。
(投票所の開閉時間)

第五十一条 投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、投票人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は投票人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。
(投票所の告示)

第五十二条 市町村の選挙管理委員会は、国民投票の期日から少なくとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故により前項の規定により告示した投票所を変更したときは、国民投票の当日を除くほか、市町村の選挙管理委員会は、同項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

(投票人名簿又は在外投票人名簿の登録と投票)

第五十三条 投票人名簿又は在外投票人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。ただし、投票人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、国民投票の当日投票所に至る者があるときは、投票管理者は、その者に投票をさせなければならない。

2 投票人名簿又は在外投票人名簿に登録された者であっても投票人名簿又は在外投票人名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

(投票権のない者の投票)

第五十四条 国民投票の当日(第六十条の規定による投票にあつては、当該投票の当日)、国民投票の投票権を有しない者は、投票をすることができない。

(投票所における投票)

第五十五条 投票人は、国民投票の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

2 投票人は、投票人名簿又はその抄本(当該投票人名簿が第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合には、当該投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第六十九条及び第七十条において同じ。)の対照を経なければ、投票をすることができない。

(投票用紙の交付及び様式)

第五十六条 投票用紙は、国民投票の当日、投票所において投票人に交付しなければならない。

2 投票用紙には、賛成の文字及び反対の文字を印刷しなければならない。

3 投票用紙は、別記様式(第六十一条第一項、第二項及び第四項並びに第六十二条の規定による投票の場合にあつては、政令で定める様式)に準じて調製しなければならない。

(投票の記載事項及び投函)

第五十七条 投票人は、投票所において、憲法改正案に対し賛成するときは投票用紙に印刷された賛成の文字を囲んで○の記号を自書し、憲法改正案に対し反対するときは投票用紙に印刷された反対の文字を囲んで○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。

2 投票用紙には、投票人の氏名を記載してはならない。
(点字投票)

第五十八条 投票人は、点字による投票を行う場合においては、投票用紙に、憲法改正案に対し賛成するときは賛成と、憲法改正案に対し反対するときは反対と自書するものとする。

2 前項の場合においては、政令で定める点字は文字とみなし、投票用紙の様式その他必要な事項は、政令で定める。
(代理投票)

第五十九条 心身の故障その他の事由により、自ら○の記号を記載することができない投票人は、第五十七条第一項、第六十三条第四項及び第五項並びに第八十二条の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

2 前項の規定による申請があった場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該投票人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人が指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載させ、他の一人をこれに立ち合わせなければならない。

3 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。
(期日前投票)

第六十条 国民投票の当日に次に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票については、第五十五条第一項の規定にかかわらず、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。

二 用務(前号の総務省令で定めるものを除く。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。

四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。

五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第四十八条第五項及び第七十一条の規定は、適用しない。

第四十九 条第 一項	各投票区における投票人名簿に登録された者	国民投票の投票権を有する者
	二人以上五人以下	二人
	三日	十五日
第四十九 条第 二項	投票所	期日前投票所
	その投票区における投票人名簿に登録された者	国民投票の投票権を有する者
第四十九 条第 三項	投票区において、二人以上	期日前投票所において、二人
第五十三 条第 一項	国民投票の当日投票所	第六十条第一項の規定による投票の日、期日前投票所
第五十六 条第 一項	国民投票の当日、投票所	第六十条第一項の規定による投票の日、期日前投票所
第五十七 条第	投票所	期日前投票所

一項及び前条 第二項		
第六十条 第四條	第七十四條	第六十条第三項において準用する第七十四條
	投票所	期日前投票所
	最後	当該投票の日の最後
第六十条 第七條第 一項	投票所	期日前投票所
	閉鎖しなければ	閉鎖しなければならない。ただし、翌日において引き続き当該投票箱に投票用紙を入れさせる場合においては、その日の期日前投票所を開くべき時刻になったときは、投票管理者は、当該投票箱を開かなければ
第六十条 第七條第 二項	できない	できない。ただし、前項ただし書の規定により投票箱を開いた場合は、この限りでない
第六十条 九條	投票管理者が同時に開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、国民投票の当日	投票管理者は、期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日に
	を開票管理者	(以下この条において「投票箱等」という。)を市町村の選挙管理委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村の選挙管理委員会は、国民投票の期日に、当該投票箱等を開票管理者

- 3 第五十条から第五十二条まで及び第七十二条から第七十四条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十条	市役所	国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間)、市役所
第五十一条第一項	午前七時 投票人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は投票人の投票に支障を来さないとして認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において	午前八時三十分 二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、一の期日前投票所を除き、期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は期日前投票所の閉じる時刻を
第五十一条第二項	通知し、かつ、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければ	通知しなければ
第五十二条第一項	から少なくとも五日前に、投票所	前十四日に当たる日から少なくとも五日前に、期日前投票所の場所(二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)

第五	投票所	期日前投票所
十二 条第 二項	国民投票の当日を除くほか、市町村	市町村

4 第一項の場合において、投票録の作成の方法その他必要な事項は、政令で定める。
(不在者投票)

第六十一条 前条第一項の投票人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十三条第一項ただし書、第五十五条、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十九条及び第六十三条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

2 投票人で身体に重度の障害があるもの([身体障害者福祉法](#) (昭和二十四年法律第二百八十三号) [第四条](#) に規定する身体障害者、[戦傷病者特別援護法](#) (昭和三十八年法律第百六十八号) [第二条第一項](#) に規定する戦傷病者又は[介護保険法](#) (平成九年法律第百二十三号) [第七条第三項](#) に規定する要介護者であるもので、政令で定めるものをいう。)の投票については、前条第一項及び前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十三条第一項ただし書、第五十五条、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十九条及び第六十三条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は[民間事業者による信書の送達に関する法律](#) (平成十四年法律第九十九号) [第二条第六項](#) に規定する一般信書便事業者、[同条第九項](#) に規定する特定信書便事業者若しくは[同法第三条第四号](#) に規定する外国信書便事業者による[同法第二条第二項](#) に規定する信書便(以下「郵便等」という。)により送付する方法により行わせることができる。

3 前項の投票人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、第八十二条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者(国民投票の投票権を有する者に限る。)をして投票に関する記載をさせることができる。

- 4 特定国外派遣組織に属する投票人で国外に滞在するもののうち国民投票の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十三条第一項ただし書、第五十五条、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十九条及び第六十三条の規定にかかわらず、国外にある不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。
- 5 前項の特定国外派遣組織とは、法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち次の各号のいずれにも該当する組織であって、当該組織において同項に規定する方法による投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるものをいう。
 - 一 当該組織の長が当該組織の運営について管理又は調整を行うための法令に基づく権限を有すること。
 - 二 当該組織が国外の特定の施設又は区域に滞在していること。
- 6 特定国外派遣組織となる組織を国外に派遣することを定める法律の規定に基づき国外に派遣される投票人(特定国外派遣組織に属するものを除く。)で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、この法律の規定の適用については、当該特定国外派遣組織に属する投票人とみなす。
- 7 投票人で[船舶安全法](#) (昭和八年法律第十一号)にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして総務省令で定める船舶に乗って本邦以外の区域を航海する船員([船員法](#) (昭和二十二年法律第百号)[第一条](#) に規定する船員をいう。)であるもののうち国民投票の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十三条第一項ただし書、第五十五条、第五十六条、第五十七条第一項、第五十九条及び第六十三条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。
- 8 国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織(以下この項において「南極地域調査組織」という。)に属する投票人(南極地域調査組織に同行する投票人で当該

南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。)で次の各号に掲げる施設又は船舶に滞在するもののうち国民投票の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十三条第一項ただし書、第五十五条、第五十六条、第五十七条第一項、第五十九条及び第六十三条の規定にかかわらず、その滞在する次の各号に掲げる施設又は船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

一 南極地域にある当該科学的調査の業務の用に供される施設で国が設置するもの不在者投票管理者の管理する場所

二 本邦と前号に掲げる施設との間において南極地域調査組織を輸送する船舶で前項の総務省令で定めるもの この項に規定する方法による投票を行うことについて不在者投票管理者が当該船舶の船長の許可を得た場所

9 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせる事その他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

(在外投票等)

第六十二条 在外投票人名簿に登録されている投票人の投票については、第六十条第一項及び前条第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十五条、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十九条及び次条の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの方法により行わせることができる。

一 国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日前六日に当たる日(投票の送致に日数を要する地の在外公館であることその他特別の事情があると認められる場合には、あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日)までの間(あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日を除く。)に、自ら在外公館の長(総務大臣が外務大臣と協議して指定する在外公館の長を除く。以下この号において同じ。)の管理する投票を記載する場所に行き、在外投票人証又は在外選挙人証([公職選挙法第三十条の六第三項](#)に規定する在外選挙人証をいう。以下同じ。)及び旅

券その他の政令で定める文書を提示して、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて在外公館の長に提出する方法

二 当該投票人の現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法

2 在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票については、第五十三条第一項ただし書中「投票人名簿」とあるのは「在外投票人名簿」と、「投票所」とあるのは「指定在外投票区の投票所」と、第五十五条第一項中「投票所」とあるのは「指定在外投票区の投票所」と、同条第二項中「投票人名簿」とあるのは「在外投票人証又は在外選挙人証を提示して、在外投票人名簿」と、「当該投票人名簿」とあるのは「当該在外投票人名簿」と、「第二十条第二項」とあるのは「第三十三条第二項」と、「書類。第六十九条及び第七十条において同じ。」とあるのは「書類」と、第六十条第一項中「期日前投票所」とあるのは「市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所」と、「投票区」とあるのは「指定在外投票区」と、同条第二項の表第五十三条第一項の項中「第五十三条第一項」とあるのは「第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される第五十三条第一項」と、「国民投票の当日投票所」とあるのは「国民投票の当日指定在外投票区の投票所」と、「期日前投票所」とあるのは「市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所」とする。

3 在外投票人名簿に登録されている投票人の投票については、前条第二項から第八項までの規定は、適用しない。

(投票人の確認及び投票の拒否)

第六十三条 投票管理者は、投票をしようとする投票人が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人である旨を宣言させなければならない。その宣言をしない者は、投票をすることができない。

2 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴き、投票管理者が決定しなければならない。

3 前項の決定を受けた投票人において不服があるときは、投票管理者は、仮に投票をさせなければならない。

4 前項の投票は、投票人をしてこれを封筒に入れて封をし、表面に自らその氏名を記載して投票箱に入れさせなければならない。

5 投票立会人において異議のある投票人についても、また前二項と同様とする。

(退出させられた者の投票)

第六十四条 第七十四条の規定により投票所外に退出させられた者は、最後になって投票をすることができる。ただし、投票管理者は、投票所の秩序を乱すおそれがないと認める場合においては、投票をさせることを妨げない。

(投票記載所における憲法改正案等の掲示)

第六十五条 市町村の選挙管理委員会は、国民投票の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に憲法改正案及びその要旨の掲示をしなければならない。ただし、憲法改正案及びその要旨の掲示が著しく困難である場合においては、当該投票所における国民投票公報の備付けをもって当該掲示に代えることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間、期日前投票所及び不在者投票管理者のうち政令で定めるものの管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に、憲法改正案及びその要旨の掲示をしなければならない。ただし、憲法改正案及びその要旨の掲示が著しく困難である場合においては、当該期日前投票所又は投票を記載する場所における国民投票公報の備付けをもって当該掲示に代えることができる。

3 国民投票広報協議会は、前二項の憲法改正案の要旨を作成したときは、速やかに、これを中央選挙管理会に送付しなければならない。

4 中央選挙管理会は、前項の送付があったときは、速やかに、これを都道府県の選挙管理委員会を経由して、市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の掲示に関し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

(投票の秘密保持)

第六十六条 何人も、投票人のした投票の内容を陳述する義務はない。

(投票箱の閉鎖)

第六十七条 投票所を閉じるべき時刻になったときは、投票管理者は、その旨を告げて、投票所の入口を閉鎖し、投票所にある投票人の投票の結了するのを待って、投票箱を閉鎖しなければならない。

2 何人も、投票箱の閉鎖後は、投票をすることができない。

(投票録の作成)

第六十八条 投票管理者は、投票録を作り、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票箱等の送致)

第六十九条 投票管理者が同時に開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、国民投票の当日、その投票箱、投票録、投票人名簿又はその抄本及び在外投票人名簿又はその抄本(当該在外投票人名簿が第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合には、当該在外投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条において同じ。)を開票管理者に送致しなければならない。

(繰上投票)

第七十条 島その他交通不便の地について、国民投票の期日に投票箱を送致することができない状況があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会は、適宜にその投票の期日を定め、開票の期日までにその投票箱、投票録、投票人名簿又はその抄本及び在外投票人名簿又はその抄本を送致させることができる。

(繰延投票)

第七十一条 天災その他避けることのできない事故により投票を行うことができないとき又は更に投票を行う必要があるときは、都道府県の選挙管理委員会は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。ただし、その期日は、都道府県の選挙管理委員会において、少なくとも五日前に告示しなければならない。

2 前項に規定する事由を生じた場合においては、市町村の選挙管理委員会は、国民投票分会長を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。

(投票所に入出し得る者)

第七十二条 投票人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者又は当該警察官でなければ、投票所に入ることができない。ただし、投票人の同伴する幼児その他の投票人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたものについては、この限りでない。

(投票所の秩序保持のための処分の請求)

第七十三条 投票管理者は、投票所の秩序を保持し、必要があると認めるときは、当該警察官の処分を請求することができる。

(投票所における秩序保持)

第七十四条 投票所において演説討論をし、若しくは喧騒にわたり、又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序を乱す者があるときは、投票管理者は、これを制止し、命に従わないときは投票所外に退出させることができる。

(開票管理者)

第七十五条 国民投票ごとに、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、国民投票の投票権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

3 開票管理者は、開票に関する事務を担当する。

4 開票管理者は、国民投票の投票権を有しなくなったときは、その職を失う。

(開票立会人)

第七十六条 政党等(第百六条第二項に規定する政党等をいう。第四項において同じ。)

は、各開票区における投票人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、国民投票の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。

2 前項の規定により届出のあった者が、十人を超えないときは直ちにその者をもって開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもって開票立会人としなければならない。

3 前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、あらかじめ告示しなければならない。

4 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は国民投票の期日の前日までに三人に達しなくなったときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が国民投票の期日以後に三人に達しなくなったとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなったときは開票管理者において、その開票区における投票人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党等と同一の政党等に属する者を当該政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員

会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。

5 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(開票所の設置)

第七十七条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(開票の場所及び日時 of 告示)

第七十八条 市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票日)

第七十九条 開票は、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日に行う。

(開票)

第八十条 開票管理者は、開票立会人立会いの上、投票箱を開き、まず第六十三条第三項及び第五項の規定による投票を調査し、開票立会人の意見を聴き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

2 開票管理者は、開票立会人とともに、各投票所及び期日前投票所の投票を開票区ごとに混同して、投票を点検しなければならない。

3 開票管理者は、投票の点検が終わったときは、直ちにその結果を国民投票分会長に報告しなければならない。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第八十一条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、次条第二号の規定にかかわらず、投票用紙に印刷された反対の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は賛成の投票として、投票用紙に印刷された賛成の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は反対の投票として、それぞれ有効とするほか、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した投票人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第八十二条 次のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 ○の記号以外の事項を記載したもの
- 三 ○の記号を自書しないもの
- 四 賛成の文字を囲んだ○の記号及び反対の文字を囲んだ○の記号をともに記載したもの
- 五 賛成の文字又は反対の文字のいずれを囲んで○の記号を記載したかを確認し難いもの

(開票の参観)

第八十三条 投票人は、その開票所につき、開票の参観を求めることができる。

(開票録の作成)

第八十四条 開票管理者は、開票録を作り、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票、投票録及び開票録の保存)

第八十五条 投票は、有効無効を区別し、投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、第二百二十七条の規定による訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいずれか遅い日まで、保存しなければならない。

(一部無効による再投票の開票)

第八十六条 憲法改正案に係る国民投票の一部が無効となり再投票を行った場合の開票においては、その投票の効力を決定しなければならない。

(繰延開票)

第八十七条 第七十一条第一項本文及び第二項の規定は、開票について準用する。

(開票所の取締り)

第八十八条 第七十二条本文、第七十三条及び第七十四条の規定は、開票所の取締りについて準用する。